

議案第95号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 アメリカ合衆国 個人

丁 東京都世田谷区 個人

2 和解の要旨

県は、甲、乙、丙及び丁に損害賠償金6,000,000円を支払うものとする。

3 医療事故の概要

(1) 医療事故の発生年月日

平成18年6月18日

(2) 医療事故の発生場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療事故の内容

和解の相手方甲の夫（和解の相手方乙、丙及び丁の父親）が、鳥取県立中央病院に肺がんの治療のため入院していたところ、大腸壊死を発症し多臓器不全にて死亡したことに對し、一部、より適切な診療が実施できた可能性があると認められることから、損害賠償金を支払うことにより和解するものである。